函館市地域会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年3月6日

函館市長 工 藤 壽 樹

## 函館市条例第5号

函館市地域会館条例の一部を改正する条例

函館市地域会館条例(平成16年函館市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第1号を削り,第2号を第1号とし,第3号を第2号とし,第4号を第3号とし,第5号および第6号を削り,第7号を第4号とし,第8号から第11号までを3号ずつ繰り上げ,第12号を削り,第13号を第9号とし,第14号を第10号とし,第15号および第16号を削り,第17号を第11号とし,第18号から第22号までを6号ずつ繰り上げる。

## 別表第1中

函館市泊町会館

函館市館町会館

Γ\_\_\_\_\_

	函館市小安中央会館	函館市小安町717番地1	な	>
	函館市汐首東会館	函館市汐首町67番地2	1	
Г				
'	函館市汐首東会館	函館市汐首町67番地2	13	- ,
Г			. ]	
'	函館市弁才町会館	函館市弁才町274番地2		

函館市泊町32番地

函館市館町83番地

を

г				
ı	函館市弁才町会館	函館市弁才町274番地2	1	に,
Γ			J	
1	函館市女那川会館	函館市女那川町1番地先	Ž	を
	函館市古武井会館	函館市古武井町150番地4	1	4
Γ			J	
ı	函館市女那川会館	函館市女那川町1番地先	1	に,
Г			J	
'	函館市柏野会館	函館市柏野町31番地2		
	函館市新八幡町会館	函館市新八幡町71番地1		を
	函館市銚子会館	函館市銚子町46番地2	1	
Г				
ı	函館市柏野会館	函館市柏野町31番地2	1	に

改める。

別表第2から別表第5までを次のように改める。

別表第2から別表第5まで 削除

別表第10および別表第11を次のように改める。

別表第10および別表第11 削除

別表第17および別表第18を次のように改める。

別表第17および別表第18 削除

別表第21から別表第23までを次のように改める。

別表第21から別表第23まで 削除

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。